

グランスクエア一橋学園宅配ボックス運営細則

グランスクエア一橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、グランスクエア一橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という。）第19条（附属規程）により、本マンション内に設置する自動受け渡し設備（以下「宅配ボックス」という。）の使用に関し、次の通り本細則を定める。

（使用目的）

第1条 宅配ボックスは、区分所有者ならびに占有者（以下「居住者」という。）が不在時に、各種配達小荷物等を居住者に代わって受取り、一時保管するためのものである。

（使用制限）

第2条 居住者が在宅の場合には、各種配達物は居住者が届出人と直接授受するものとし、宅配ボックスを使用してはならない。

（保管の禁止）

第3条 次の各号に掲げるものは、宅配ボックスに保管してはならないものとする。

- 一 ボックスの規格外の物
- 二 動物
- 三 発火・引火・爆発等の恐れのある危険物、劇薬及び悪臭を発する不衛生な物
- 四 現金及び株券・債権等の有価証券類ならびに宝石・貴金属類
- 五 犯罪の用に供される恐れのある物、その他公序良俗に反する物
- 六 生鮮食品、その他変質・腐敗しやすい物
- 七 封書・葉書類・書留
- 八 販売サンプル等受取人の不特定な物
- 九 ボックスを汚損又は破損する恐れのある物
- 十 その他、保管に適さないと認められる物

（保管禁止物を入れた場合の処置）

第4条 保管品が前条に該当する疑いのある時は、株式会社フルタイムシステムは宅配ボックスを開扉のうえ、実情に応じ保管品を開披・廃棄する等適切な処置をとることができ、居住者はこれに異議を申し立ててはならない。

（保管期間）

第5条 保管開始の時から72時間とする。

（経過後の処置）

第6条 保管期間が経過したにもかかわらず、保管品の引取りがない場合には、株式会社フルタイムシステムが宅配ボックスを開扉のうえ、保管品を保管又は廃棄する等の処置をとることができる。

（清掃のための開扉）

第7条 株式会社フルタイムシステムは、一定期間ごとに宅配ボックスを開扉のうえ、そ

の清掃を行なうことができる。

(破損等による損害賠償)

第8条 居住者並びにその関係人が、故意又は過失によりボックスを破損した場合は、当該居住者はその損害を賠償しなければならない。

(受取り代行の承認)

第9条 宅配ボックスは、居住者が不在時に各種配達小包等を本人に代わって受取るための物であり、居住者はボックスが発行する受領書によって、その受取りを代行させることをあらかじめ承認するものとする。

(使用者カードの発行及び返還)

第10条 居住者は、F T Sカード受領確認兼登録書を株式会社フルタイムシステムに提出しなければならない。また、居住者の変更があった場合は、速やかにその旨を株式会社フルタイムシステムに知らせなければならない。

2 株式会社フルタイムシステムは使用者カードを当初の区分所有者に対し、1枚を無償にて交付するが、新たに譲渡・貸与等で居住者となった者の使用者カードの発行は有償となり、居住者は解約時には交付を受けた枚数分をすみやかに株式会社フルタイムシステムに返還しなければならない。

3 F T Sカード受領確認兼登録書を提出されない居住者はロッカーを使用できない。

(使用者カードの紛失等)

第11条 居住者が使用者カードを紛失した場合には、直ちに株式会社フルタイムシステムに届け出をし、再発行の手続きをとるものとする。なお、再発行の手続きに要する費用は有償とする。

(事故による責任)

第12条 宅配ボックス内の保管品が、盗難、破損等の損害を受けても、管理組合及び株式会社フルタイムシステムはその責任を負わないものとする。

(細則外事項及び改廃)

第13条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附 則

(細則の施行)

第1条 本細則は、管理規約施行の日から施行する。